

第6章 島根原子力発電所周辺の環境対策及び試運転開始

中国電力は、昭和47年3月27日、八束郡鹿島町に建設中の島根原子力発電所の安全協定締結後、昭和48年5月から試験運転を繰り返し、昭和48年11月の完成を目ざし営業運転に入る予定で調印式に臨んだ。調印式は、県庁副知事応接室で行われ中国電力側から中野重美副社長、県側から里田副知事、鹿島町から安達町長が出席し協定書にサインした。

この原子力発電所は中国地方では初めてで、しかも国産第1号炉の軽水型原子炉を採用していること、また、建設地が松江市や島根町に近いこともあって、安全性に対する住民の不安は極めて強く、協定への参加要請がなされている。

島根県では、島根原子力発電所周辺環境安全対策協議会を設置して、環境放射能・温排水等を3・4半期別に報告する他、京都大学原子炉実験所の柴田所長をお迎えして、立入調査についての注意事項等の公演を依頼し環境と安全対策に努めた。

中国電力は、当初計画に従い6月1日から微量出力で試運転を開始したが、振動計が作動してない事がわかり、試運転を中止し炉外を点検した、しかし、原因や故障箇所が確認できないため、炉のふたを開けて振動計を取り替える方針を8月5日に決めた。

この振動計は、核分裂によって冷却水が沸騰する際、核燃料を支える台が、どの程度振動するかを計るとともに、耐震設計を確認する計器であり、設置義務はないが「念には念を入れて」取り付けたもので環境放射能には、影響なしと薬師寺次長は言っていた。

甲、である島根県と鹿島町は、試運転中止は、安全協定第6条の運転状況（試験運転を含む）

に該当し違反であると抗議した。

反原発団体、島根原発公害対策会議は、事故が起ってから1カ月以上も、連絡を怠ったのは安全協定第7条に違反のほか、内部構造に重大な欠陥があるのではないかと強く抗議した。

報道機関各社は、「安全協定違反続出」企業の「秘密主義」を非難し、連日新聞紙上賑わし、地元住民にショックを与えた。

知事は、通商産業大臣あて・安全性確保のための検査強化について（要請）するとともに、中国電力社長あて・島根原子力発電所試験運転中止に関する申入れを行った。

中海・宍道湖の自然を守る会の呼びかけで「自然を守り公害と災害なくす連絡会議」が結成され、県民に広くこの連絡会議の意図をPRし、自然破壊や環境汚染の実態を明らかにすると同時に発生源を告発、行政に必要な施策、措置をせまることが確認された。

松江市議会公害対策特別委員会は、豊かな漁場と美しい自然・可愛い子供達を公害から守るために「公聴会」を開催した。

1.『島根原子力発電所周辺の放射能対策のあらまし』 発刊

地域の産業開発の願いをこめて、島根半島の鹿島町片匂に中国電力島根原子力発電所の建設が始まってから4年有余、昭和48年11月にはその運転が開始される予定であります。

原子力が水力や石炭あるいは石油などにかわる新しいエネルギー源として、発電に利用できるようになったことは、人類の将来に限りない発展を約束してくれたといえましょう。

しかし、その反面、原子力の平和利用が盛んになるにつれ放射能の影響を心配する向きもでてくるようになりました。放射能は、人間の五官で感じとれないだけに、莫然とした不安となっており、あらわれているのが現実のようです。

島根県では、このような不安の対象である放射能の影響が生じないよう住民のみなさんの安全を確保するため、放射能調査などいろいろな対策を行なっています。

以下は、その対策のあらましです。

わたくしたちの立場で考えなければならない原子力発電所周辺の安全対策には二つの場合があります。

第1は、原子力発電所が平常に運転されているときに、その周辺に住む人びとが放射能の影響を受けていないかどうかを確かめることであり、第2は、もし万一なんらかの原因で原子力発電所に事故が起こった場合でも、その周辺に住む人びとが被害を受けないですむためにはどうするか、ということです。

第1のものを放射能監視対策とよび、第2のものを原子力防災対策とよんでいます。

島根県では、次のしくみで調査研究し、安全を確保することにしています。

(1) 放射能監視体制と安全の確認

放射能監視につきましては、島根県および鹿島町それと中国電力の専門家で構成する島根原子力発電所環境放射能等測定技術会で立てた調査計画に基づいて島根県と中国電力とがそれぞれ調査をしています。

この測定結果は、技術会において島根県と中国電力の専門家が研究し、みなさんにお知らせすることにしています。

① 放射能調査のあらまし

島根県では、核実験の放射能汚染監視を昭和29年から始めていますが、この調査とは

別に島根原子力発電所建設にともなって衛生公害研究所に放射能科を設け、原子力発電所周辺に重点をおいて放射能調査を行なっています。

現在わたくしたちが生活している自然環境のなかには、すでに放射性物質があります。それらは天然の鉱物等に含まれているものと核実験によってできた人工のものの2つに大きく分けることができます。

ところで、原子力発電所からの排気、排水は十分処理して放射性物質を除去し、安全であることを確認したうえで発電所外へ排出されますので、発電所周辺で放射能の影響がでることは考えられませんが、このことを確かめるため、また万一の場合を考えて事前に自然環境の中にある放射性物質の量を調べておく必要があります。

このため、鹿島町周辺の雨水、原乳、魚貝藻類、土壌の放射能や空間線量の測定を昭和45年から行なっています。また昭和47年からは、すでに述べましたように島根原子力発電所環境放射能等測定技術会が計画をつくり、島根県と中国電力とが分担して調査を行なっています。

島根原子力発電所が運転を開始するようになれば、発電所周辺に住んでおられる皆さんの安全を確保するため事前調査の結果な



分析室



モニタリングポスト

どをもとに万全の放射能監視を行なっていく考えです。

② 調査結果

昭和47年度の第1、第2・四半期に行なった鹿島町周辺における調査結果を要約しますと次のとおりです。

第1・四半期の調査結果では、

- 空間γ積算線量（11～18ミリレントゲン／90日）^{注1}については、日本各地および世界の平均自然放射能（25ミリレントゲン／90日）に比べて、若干低目でした。

- 環境試料の放射能については、日本各地における放射能に比べて、茶の葉を除けば低めでした。

茶の葉（2.8ピコキュリー／グラム生体）^{注2}については、他県の検査結果より若干高い傾向でした。

注1「90日その場所におれば、11～18ミリレム被ばくする。」という意味。

注2「生の茶の葉1グラム当たり、2.8ピコキュリーの放射能がある。」という意味。

第2・四半期の調査結果では、

- 空間γ積算線量（13～23ミリレントゲン／90日）については、日本各地および世界の平均自然放射能（25ミリレントゲン／90日）に比べて、ほぼ同じでした。

- 環境試料の放射能については、日本各地の放射能とほぼ同じでした。

(2) 原子力防災対策

原子力発電所については、国の方で安全審査をはじめとしていろいろな審査をし、また運転を開始するまでもいろいろな検査を受け、安全性が十分に保障されてから運転を始めるわけですが、万一の事故により放射能の影響が原子力発電所の敷地の外におよぶようなときには、島根県地域防災計画にもとづいて、すぐに島根県、関係市町村中国電力その他関係機関が協力して放射能の影響が広がるのを防ぐとともに、住民の安全を確保することにしています。

(3) むすび

以上が放射能監視対策と原子力防災策のあらましですが、常に安全を確保するため、また万一の場合のためにも常に備えていることがこれでおわかりになったことと思います。

原子力発電所からの放射能による影響はないものと考えていますがこの確認のために、運転開始後も測定を続け、測定結果の比較検討をしてみる必要があります。

島根県では原子力発電所周辺に住む皆さんの安全を確かめるためにこの調査を続けて行なうとともに、さらに充実させていく考えです。

【用語解説】

放射能と放射線

放射能とは、放射性物質が放射線を出す性質をいう。

放射線とは、エネルギーを持ち、物質を貫通する能力のある微粒子、エネルギー粒子をいい、その種類としては α 線、 β 線、 γ 線、中性子線、X線などがある。

キュリー

物質の量を示すには通常グラム(g)で表わしますが、放射性物質については、その質量よりむしろ放射能の強さが問題であり、これを直接示す単位が用いられている。この単位が「キュリー」である。

放射線を出す元素としてよく知られているラジウムの場合、1グラムについての放射能の強さが、1キュリーに相当し、また、コバルト60の場合には約1ミリグラムについての放射能の強さが1キュリーに相当する。

レントゲン

「レントゲン」は照射線量の単位ですが、簡単にいいますと、ある場所にどれだけの放射線が来ているかを測る単位である。

熱に例をとりますと、熱の源の強さは同じでも炭火から遠く離れれば受ける熱は弱まるし、間に遮蔽物をおいても熱はさへぎられる。

放射能の場合も同じで、源すなわち放射性物質の放射能の強さとは別に「レントゲン」という単位を使い、ある場所にどれだけの放射線がそこに来ているかを測定する。

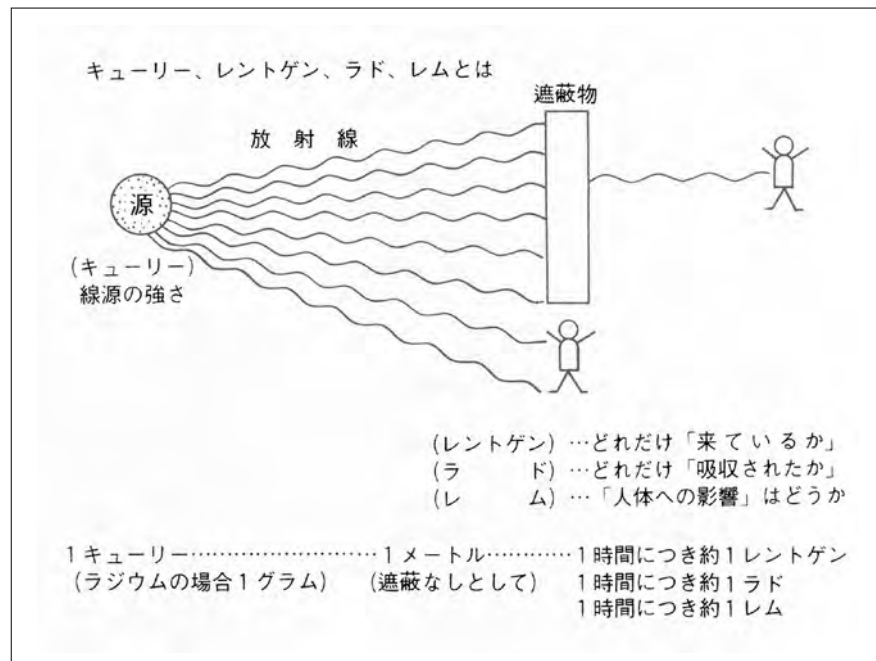
ラド

「ラド」は、物質に吸収された放射線量をあらわす単位である。ある場所にどれだけの放射線が来ているかということと、その放射線がどれだけ吸収されるかということは別問題である。熱の場合についていえば、熱を受ける物質が、白色か黒色かによって熱の吸収度合が異なるように、放射線を受ける物質の種類によって吸収のされかたが異なるからである。

レム

放射線が生物に与える効果は生物に吸収された放射線の量だけでなく、放射線の種類によっても異なる。このような放射線の生物に対する効果をも考慮した場合の吸収線量をあらわす単位として「レム」という単位が使われる。

従って、人体等への放射線の影響を考えるための線量単位としては最終的には「レム」を使うことが適切である。



2. 島根原子力発電所周辺環境安全対策協議会

島根県原子力発電所局辺環境安全対策協議会規程

(設 置)

第1条 八束郡鹿島町に設置される中国電力株式会社島根原子力発電所の周辺地域における環境放射能等の調査結果を把握し、住民の健康と安全の確保について県民一般への周知をはかることを目的として島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため次の事項を行なう。

- (1) 環境放射能等の調査結果の把握とその周知方法についての協議
- (2) 環境の安全性を把握するため必要な資料の収集および調査
- (3) その他目的達成に必要な事項

(構 成)

第3条 協議会は、委員40人以内で組織し、会長および副会長2人を置く。

2 委員は、知事および知事が委嘱し、または任命した者とする。

(会長および副会長)

第4条 会長は知事をもって充て、副会長は委員のうちから互選する。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはあらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代理する。

(顧 問)

第5条 協議会に顧問を置く。

2 顧問は、知事が委嘱した者とする。

3 顧問は、協議会の目的を達成するために必要な助言を行なう。

4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、定例会および臨時会とし、定例会は年2回、臨時会は会長が必要と認めたときに開催する。

(専門部会)

第7条 協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会の委員若干人で組織する。

3 専門部会は、協議会の目的を達成するため専門的事項の調査検討を行なう。

(庶 務)

第8条 協議会の庶務は、環境保健部公害課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は会長が会議にはかって定める。

附 則

この規程は、昭和48年5月25日から施行する。

島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会委員名簿

所 嘱	職 名	氏 名	備 考
島 根 県 議 会	知 事 議 長 厚生商工委員会委員長	伊 達 慎一郎 小 山 映 雄 桐 木 槌 夫 青 山 善 平 増 原 邦 一 奥 原 秀 夫 福 田 真理夫 浅 野 俊 雄 細 田 重 雄 小 川 宏 長谷川 仁	会 長 八束郡選出 〃 松江市選出 〃 〃 〃 〃 〃
鹿 島 町 議 会	町 長	安 達 忠三郎	
鹿 島 町 議 会	町 長	安 達 重太郎	
松 江 市 議 会	市 長	安 斎 藤 強	
松 島 根 町 議 会	町 長	福 島 芳 夫	
島 根 町 議 会	町 長	朝 倉 嘉 収	
島 根 県 医 師 会	会 長	金 津 盛 男	
島根県農業協同組合中央会	会 長	日 高 忠 男	
島根県漁業協同組合連合会	会 長	桜井三郎右衛門	
島根県労働組合評議会	会 長	室 崎 勝 造	
島 根 地 方 同 盟 会	会 長	今 井 勇	
島 根 県 連 合 婦 人 会	会 長	森 広 信 夫	
島 根 県 連 合 青 年 団	常 任 理 事	福 庭 ミチ工	
島 根 県 連 合 青 年 団	副 知 事	江 隅 一 徳	
島 根 県 連 合 青 年 団	総 務 部 長	里 田 美 雄	
島 根 県 連 合 青 年 団	農 林 水 産 部 長	宮 崎 勉	
島 根 県 連 合 青 年 団	環 境 保 健 部 長	波 多 長 寿	
島 根 県 連 合 青 年 団	企 画 調 整 室 長	杉 山 太 幹	
島 根 県 連 合 青 年 団	農 林 水 産 部 次 長	中 村 芳 二 郎	
島 根 県 連 合 青 年 団	衛 生 公 害 研 究 所 長	横 山 浩	
島 根 県 連 合 青 年 団	松 江 保 健 所 長	斎 藤 孝 一 勉	
島 根 県 連 合 青 年 団	小 谷	小 谷	

島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会顧問名簿

所 嘱	職 名	氏 名	備 考
島 根 大 学 文 理 学 部	教 授	岡 真 弘	
〃	〃	井戸垣 正 俊	
〃	〃	西 上 一 義	
鳥 取 大 学 医 学 部	〃	阿 武 保 郎	
運 輸 省 松 江 地 方 気 象 台	台 長	岩 崎 三 雄	

安全協定改訂申し入れ

昭和四年八月十八日

立入調査の実施と安全決定の訂正を申入書
 相模原警察署所の下略一函発には、試運転を町内と申しつけ、故障は試運転中止に
 したことは、原義運動当初の住民の中には、不承知と放り投げる安全が確保されているだ
 ろうから、不安を残し、試運転後同じくその原義周辺の住民の中より、事故事故の時
 が流れていた。そこでこの度、町内から八人ほどに住民を不承知と放り投げる安全を浮き
 起しは爆発して、まず、
 ・その中心地方は、試運転当初の奥書を添へ下り、メクラ車輦を絞丁、
 ナリキ車輦の中止、八月五日午前十一時頃あり、計測の町内管人と見做る実施す
 ることを決定して、
 ・こうして重大な事故である事故を中口電力は、腹救しようとしたが、
 町民からのとりやめを公衆でせざるを得ない有り、八月十二日を發表した。
 ・こうする、事故車輦中止後、半日も放置していたことは、安全規定重
 反であり、その精神を無視して、県民も過つたもので、全らく許す
 ことが出来ぬ。

また、里長村長の意見を二ヶ月の間、町の役人が納得せず、原義のみは故障では
 あるものの疑いは深々たるものなりです。
 ・これは決して許さず、安全確保のため、鳥根原は厳しく監視と警告。町民を
 はびわけるように記要図をつけて申しこられた。

記

一、立入調査を店らに実施し、氏間味が推薦する代表、再調査員を任命すること。
 二、安全決定を町内に改訂すること。
 ① 平常、車輦がかり出す、町民はもとよりある事故、事故を救済させ
 住民の不承知と安全確保にとめること。
 ② 安全決定は、松江市、川根町を加えること。
 ③ 制定路線の公表につき、異議が出たので、主権をもつて公表すること。

鳥根原 伊達 一郎 殿

鳥根原 隆 公署対策 公署対策 公署対策

策会議も「ストップ・ザ・原発」と題したチラシを配布した。次の二つが、その一例である。

企業の「秘密主義」に非難



反対運動にも油注ぐ

公害対策会議 中電側へ抗議

[illegible]

これに對して支那政府は「棄
者に就けるや」云ふ原形施設
の故辭はなく、すやかに就ける
が、たんに付屬關係の詞であり
てこれを調査しなす、連狀狀
況を知られた。聞いていたわけ
ではないが、今後此種のはやむ
にしない、振動計を設置したの
は、附屬詞に非ざるが、よ
の儀事取り決ているのである。
振動計に不満足なり」と云ふ
が、此其の眞意を「納科
す」國語訳するは極端な
一點變てゐる動詞引は
く、制變でてないかなと考
へたり、改めて「後述す
や」を「後述する」とし
申し入れて引かへた。

このあと、同公府石炭會
今後の機關に對して、卑劣
が同原稿の立派なり調をす
う要求するを決定せり」と
要求第八に對して、立
り調をすの意、知が同原稿
り調をすの意を「納科す」
が亦して原意は同原稿

[illegible]

また、果敢に格闘したのは、試運転中が、奥・岡田と村松安彦定次郎の「運動状況速報」を記者団に送ることにして、しかし、岡田密告は重罪だが社会党本部政治部は軍事部を起つたので、半日以上の通電を怠つたのは、安全部部長と通信官のむねを後援者を取り付けたいは、許可しなかつたためはなか。かゝる、それが作動しなかつたため、制動に因んでおろしたのかのデモンストレーション、危険な実験が軍三回、営業活動を延期するところでは、付随機が故障したことが、付随機ではないこと（内部設計に重大な缺陷があるのでは）

県知事は、通商産業大臣及び中国電力に対し、検査強化や試験運転中止の要請等をした。

公 発 第 1 0 7 号

昭和48年 8 月21日

通商産業大臣 中曾根 康 弘 殿

島根県知事 伊 達 慎一郎

(環境保健部公害課)

島根原子力発電所の安全性確保のための検査強化について(要請)

近時原子力発電所の安全性に関しましては、極めて世論のたかまりを見ているところでありますが、島根原子力発電所の原子炉に装置した振動計が去る7月29日故障し、試験運転が中止され、8月16日にこの旨と営業運転開始時期のおくれを連絡してまいりました。

この問題発生に関し地域住民の間には、連絡のおくれ等から企業に対する不信はもとより今後の発電所の安全性に対する不安が高まりつつありますことは、誠に遺憾に存するところであります。

つきましては、原子力発電所に対する直接監督権限を持たれる貴省において、今後立入検査を一層強化され、振動計の如く単なる検査器機の取扱いであっても厳重な監督をお願いするとともに、今後の試験運転中止中の原子炉の再点検にあたってもその安全性の確保について格段の御配慮をいただきますよう強く要請いたします。

なお、今回の振動計の故障は周辺環境の放射能汚染を伴う内容のものか否か現地調査のうえその状況を文書をもって御回答願います。

公 発 第 1 0 8 号

昭和48年 8 月21日

中国電力株式会社

取締役社長 山 根 寛 作 殿

島根県知事 伊 達 慎一郎

(環境保健部公害課)

島根原子力発電所試験運転中止に関する申入書

本県は、昭和48年8月16日付をもって貴社から島根原子力発電所の原子炉内に設置した振動計の故障に伴う営業運転開始時期の延期について文書により連絡をうけたところである。

貴社では、このことについて、同発電所において去る7月29日振動計の故障を発見し、これに伴う措置として、試験運転を中止、原子炉压力容器の蓋を開放し、点検調整を行なうことを決定している。然かも、運転開始が2か月も延びるという重大な事故にもかかわらず、2週間もの間、本県に対し何らの連絡も行なわれなかったことは、去る昭和47年3月27日、貴社との間で締結した島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定書の趣旨に反するものであり、誠に遺憾であります。

特に、このため地域住民に不信、不安の感を拘かせた責任は極めて重大であり、貴社が今回とられた措置に対し、ここに厳重に抗議を行なうとともに、今後はこのような事態を生じないよう協定書の規定に基づき速やかに連絡するよう申し入れます。

昭和48年9月19日、松江市議会公害対策特別委員会が主催する『原子力発電公聴会』が島根県民会館の中ホールで行われた。「中海・宍道湖の自然を守る会」が推薦した吉岡貞雄氏（鹿島町議会文教厚生副委員長・鹿島町社会教育委員・鹿島町立佐太幼稚園PTA会長・鹿島町農業協同組合監事）が公述人として、「豊かな漁場と美しい自然 可愛い子供達を公害から守るために」と題し、次のように語った。

豊かな漁場と美しい自然 可愛い子供達を公害から守るために

吉岡 貞雄

私の町鹿島町は、北と西は日本海に面し、恵曇、古浦、手結、片句、御津の浦には大漁旗をおし立てる海の男たちの息吹が満ちています。また神在月の出雲の神様で知られる佐太神社を、ふところに深く抱いて、東は太平山、西は朝日山に囲まれて約4000ヘクタールの耕地を持っています。

町内を東西に貫通して先賢の築いた運河、佐太川もあり、昔からの郷土によせられた人々の愛着の心を物語っている町です。

ところが、昭和41年11月、中国電力が鹿島町に原子力発電所を建設すると発表して以来、町民はその不安におびやかされてきています。

美しい自然と豊かな漁場と町民の生命を公害から守るために原子力発電所の安全性が真に保障されるまで操業を延期することを強く要求し特に安全協定の改正を中心にして意見を述べます。

昭和47年3月27日付の島根原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書は、当然周辺住民の安全確保の役割を十分果たすことが、その責務ですが、残念ながらその役割を果たしていないのが現状です。

住民の立場を貫く厳しい安全協定にするために

まず、本協定の作成過程での反住民性と反民主性についてであります。昭和47年1月26日第1回の交渉が始められていますが、協定の内容は当初公表されず住民には秘密のうちに交渉がすすめられ、地元鹿島町議会では53日間も公表されず3月末の鹿島町議会ではわずか1時間半の時間で質問、討議が打ち切られ、質問に対する答弁ができないままに通過しています。

これは自主、公開、民主の原則を最初から踏みにじり企業優先の協定であると言わざるを得ません。

◎協定の当事者は当然原発の危険と損害から守られる周辺住民であるべきですが、その当事者であるべき松江市・島根町が参加していないことであります。

◎本協定に罰則規定がありませんので、報告の義務を怠ったような先の協定違反があってもこれを厳しくチェックすることが出来ない点であります。

◎さらに具体的な協定内容の不備な点について測定結果の公表が制限される問題があります。

第3条で環境放射能、及び温排水等に関する測定結果は技術会の報告に基づき甲・乙相互協議のうえ公表することになっているが会社側の都合で公表を拒否すれば公表が出来ないことも予測されるので会社側に拒否権がないことを想定すべきです。

◎さらに異常事態の基準が不明確な問題であります。第7条で異常時における連絡の基準を規定していますが、原子炉の異常事態を最初に発見し判断するのは中電でありますから中電の判断によって平常時と異常時に都合のいいように判定されることになりますので先の振動計の故障であろうと、制御棒のミスであろうと中電の判定と住民の判定がくいちがい協定が実質上有明無実であるも同然と言わざるを得ないのであります。

◎さらに立ち入り調査の事前通告と調査員の制限があることについてであります。第8条立ち入

り調査を規定していますが、本来立ち入り調査は
抜打調査であってこそ、その実態のありのまが
調査できるものですが、本協定はあらかじめ中電
に立ち入り調査の月日と人物を事前に通告するこ
とになっています。これでは、どこの公害企業の
調査をしても目的が半減されると考えられます。

さらに、この調査の立入員は知事・町長が指名
する。地方公務員の一般職～特別職に制限されて
いますのでさらに問題です。民主的な科学者や住
民代表がほぼ抜打的な調査ができるように改正
すべきです。

◎その他に損害補償や異常時態の対策にも問題
がありますが、以上述べた点からでも本協定は住
民にとっては誠に不備な協定であり住民本位の協
定に改正するために次のことを要求します。

安全協定改正点への私の主張

- 一、協定当事者に松江市・島根町を参加させるこ
と
- 一、測定結果の公表に制限をつけないで、原発
からの放射能物質排出のゼロを目指す環境
規準を明示すること
- 一、立入調査・監視権を強め操業停止権をふくむ
罰則規定を設ける
- 一、異常事態の規定を明確にし、一切の故障事
故の報告を義務づけること
- 一、すべての損害は、国と企業の責任で完全補
償をすること

漁業権の放棄手続はこれでよいか

次に島根県が指導した御津漁協の漁業権放棄
に関する手続きについてであります。

原発温排水の排水口は、御津の通称、ユド浜
にあり御津漁協が共同操業権（「共13号」第1種
漁業権）を持っていた地域であります。昭和43年
3月17日御津漁協総会は、この区域の漁業権放
棄については賛成者が2/3に至らず否決されまし
た。

県が工作に乗り出し、3月30日にもう一度総会
を開かせ、ようやく2/3をとって、総会決議で漁業
権を放棄させたのであります。さて、問題は漁業
権放棄の手続きが有効であるかどうかであります。

昭和46年7月20日、大分地方裁判所の判決で
は、漁業権の区域的放棄は総会の2/3による議決
に先立って、組合員全員の書面決議が必要である
とされ、県知事の漁業権放棄の認可が無効とされ
ています。

この判例からすれば御津漁協の漁業権放棄の
手続きは無効であると考えられます。こうした経
過は協同組合の民主的運営や善良な漁民を県の
力で屈服させたひとつの歴史であります。私はこ
のままで御津の漁場があらされとするならば訴
訟も含む糾弾をしなければならないと決意してい
ます。

中電は町民に対しウソとゴマカシの発表を 謝罪せよ

私は最後に中電に対し過去のウソとごまかしに
責任を取り住民に対し謝罪されることを要求しま
す。

中電は建設の最初に放射能漏れはゼロだ、公
害もゼロだとPRされました。しかし、これがウソ
であったことは今日の中電の発表が微量の排出は
あるとの発表で明らかになりました。

さらに中電は、本年7月末から振動計の故障で
試運転を中止していながら、8月6日開催された
鹿島町の原子力発電所環境安全対策協議会の席
上で三善次長が出席し故障は全くない、試運転
は正常に進行中と公然とゴマカシの発表を町主催
の公式の場で述べたことはきわめて重大なことで
ありこれ以上町民を侮辱した行為はありません。
私はこのようなウソとゴマカシ企業秘密がある中
電は信用できません。企業秘密が原子力平和利用
の三原則・自主・民主・公開の原則を優先してい
ることに強く抗議して私の公述意見をおわります。

4. 島根県議会及び全員協議会

昭和48年9月28日に行われた、島根県議会及び全員協議会における知事説明等は次の通りであった。

全員協議会における知事説明

中国電力株式会社が建設中の島根原子力発電所の安全確保に関する協定につきましては、昨年3月27日、県および鹿島町と中国電力株式会社との間に協定締結をいたしたところでありますが、過般来から問題となっております、振動計の故障、欠陥制御棒等の問題に関しまして協定書条文の解釈をめぐって当事者間に食い違いを生じるなど地域住民に不安を与えたことは誠に遺憾に思うところであります。

県といたしましては、安全の確保に一層万全を期するよう、中国電力株式会社に強く要求するとともに安全協定につきましてもこの際改訂いたし県としての立場で行政責任を明確化するとともに立入調査権など協定内容を全般的に拡大強化する方向で中国電力株式会社と交渉中でありますが県案を全面的に受け入れることについてはほぼ合意に達しましたので県議会ので了承を得たうえで協定を結びたいと存じますのでよろしく願いいたします。

また、この協定の参加について、松江市と島根町から要求がなされておりましたが、このことにつきましては、3者協定とは別に県があっせんすることにより別案のごとく、中国電力株式会社と別個に協定を締結することが望ましいと考えたわけでありますので議員各位のご了承を賜りたいと存じます。

なお改訂案の要旨につきましては、環境保健部長から説明をさせます。

厚生商工委員長報告

ただいま執行部から説明のありました「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する

協定書」の改定案につきまして、厚生商工委員会における審査の経過並びに結果について簡単に報告いたします。

当委員会としては周辺地域住民の安全確保の観点から6月定例会以降本問題につきまして、5回の委員会を開き、その間原子力発電所の視察も2回行なったのであります。

今回、改訂されるおもな点を申し上げますと、

まず、従来の協定が解釈の点において、双方にそごを来たしていた不備な点を改めること、

2つ目が県の行政責任を明らかにすること、

3つ目が立ち入り権限の強化を図り全般的に協定内容をきびしくすること、等であります。

これらの改訂案について審査の過程において論議された諸点を要約して申し上げますと、

まず第1点は今回の改訂にあたり委員会として強く要望していた松江市と島根町を協定当事者に入れる事項が入っていない点であります。これについては委員側の、

『現に不安を感じている隣接市町村も鹿島町と区別することなく協定に参加させるべきである。』と主張する意見と、県執行部の『地方自治法第2条により市町村を包括する県の行政責任を市町村の行政分野を明確にすべきで、各市町村はそれぞれの立場で別に協定を結べばいい、そのために県は別の協定書を用意し、積極的に協力指導をし、あっせん^{はか}の労をとる』という意見であり、ついに合意に達しなかったのであります。

次に、立ち入り調査権の拡大の問題であります。この点についてもある論議が重ねられたのでありますが、「特に必要と認めた場合」という字句を削除し、随時立ち入り調査ができるようにすべきであるとの委員側の主張と、県執行部の県が必要と認めた場合は運用において100パーセント県の意思で立ち入り調査ができること、またその立ち入りの際は県が特別職として任命した専門家をつけることもできる、という主張と並行線をたどり、意見の一致をみなかったものであります。

以上のように委員会としては、完全に満足、納得するものではありませんが、改訂条文を他県の安全協定と比較してみると、かなり企業側にきびしいものであること、交渉にあたられた執行部の努力は良とすること等は認めるところであります。

本委員会の希望意見は、

- 1 協定の解釈上、不明確と思われる事項については確認事項を明文化すること。
- 2 県は原子力発電に対する技術的な体制整備をはかること。
- 3 原子炉の振動計、制御棒等に不良品があったことは輸入時における検査の不備と思われる。よって輸入品の検査体制の確立を国に強く要望すること。

であり、安全協定の改訂については大筋において了解するものであります。

以上をもって厚生商工委員長報告といたします。

5. 安全確保及び駐在官配置

中国電力(株)が国に対し提出した、島根原子力発電所の設置許可申請書は、原子炉安全専門委員会及び原子力委員会に置いて審査の結果、内閣総理大臣に答申され、設置許可がなされたものであり、国が直接監督権を有するので、核燃料や機器等の輸入時に検査を強化するとともに、現場での緊急時に直接指導監督が出来るよう、県（知事）は、地域住民の安全確保に万全確保を期するため、国に対し駐在係官の派遣（配置）について要請した。

公 発 第 1 0 7 号
昭和48年 8 月21日

通商産業大臣 中曾根 康 弘 殿

島根県知事 伊 達 慎一郎
(環境保健部公害課)

島根原子力発電所の安全性確保のための検査強化について（要請）

近時原子力発電所の安全性に関しましては、極めて世論のたかまりを見ているところでありますが、島根原子力発電所の原子炉に装置した振動計が去る7月29日故障し、試験運転が中止され、8月16日にこの旨と営業運転開始時期のおくれを連絡してまいりました。

この問題発生に関し地域住民の間には、連絡のおくれ等から企業に対する不信はもとより今後の発電所の安全性に対する不安が高まりつつありますことは、誠に遺憾に存するところであります。

つきましては、原子力発電所に対する直接監督権限を持たれる貴省において、今後立入検査を一層強化され、振動計の如く単なる検査器機の取扱いであっても厳重な監督をお願いするとともに、今後の試験運転中止中の原子炉の再点検にあたってもその安全性の確保について格段の御配慮をいただきますよう強く要請いたします。

なお、今回の振動計の故障は周辺環境の放射能汚染を伴う内容のものか否か現地調査のうえその状況を文書をもって御回答願います。

公 発 第 1 7 2 号
昭和48年11月10日

通商産業大臣 中曾根 康 弘 殿

島根県知事 伊 達 慎一郎
(環境保健部公害課)

島根原子力発電所に対する国の駐在係官の配置について（要請）

島根原子力発電所に対する指導監督の強化につきましては、かねてから要請しているところでありますが、発電所の安全性の確保と、地域住民の不安を除去するための普及啓蒙等をはかるには法律上監督権限を持たれる貴省の専門係官を常時現地に駐在させられる必要があると存じます。

とくに、今後同原子力発電所の営業運転の開始に伴ない、万一緊急の事態が発生した場合、これに対処するためには直接監督権限を有する国の機関の立入検査あるいは緊急事態に対する対策と指導監督が現地において直ちに行なえるよう常時その体制を整え住民不安の解消に格段の配慮を願います。

つきましては、原子力発電所の先発県である福島、福井両県と同様本県も原子力発電所に関する国の先発機関を現地に設置し常時係官を配置され安全対策に万全を期せられるよう強く要請いたします。